

第十九編 勞働移民問題

概 説

勞働移民問題が我國の社會問題の一つとして輕視することの出來ない問題であることは今更喋々の要を見ないであらう。財界の不況から引いて事業界の緊縮となり勞働者の失業が漸く注意を惹かずには居なくなつた今日、又軍備縮少の結果、海兵の復員、造船勞働工の失職が眼の當りの問題となつて來て居る今日、勞働者自身に取つても勞働移民問題は蔑にすることの出來ない問題であらうが政府當局に取つてより一層重大な問題であらう。

今大正十年度に於ける我國の勞働移民狀態を一瞥するに、内國移民は別として、海外移民は後述の如く、米國に於ては昨年十二月より實施せられたる加州の外國人土地所有禁止法を始めとし、其他各州に於ける排日風潮の増大により本邦移民は益々脅威され、活動の範圍を狭められて殆んじ氣息奄々たる有様である。然も政府も國民も之

れに對しては殆んじ爲す術なく在米七萬の邦人の窮境を外目に、只國內の事々に倉皇として日を送るの状であつた。僅に南米南洋方面は我國移民の渡航を歡迎してゐる唯一のものであり政府も、之れが航路を取扱ふ汽船會社も共に種々移民獎勵策を講じたが、成績面白からずして、實際に渡航したものは極めて僅少であつて、我國海外移民の將來を危ぶまざるを得ない程であつた。猶ほ北米合衆國には公然移民として渡航することが出來ない結果、密航せんとするものが數多出で、又之れに乗じて斯種の密航希望者の膏血を絞る所謂密航周旋者なるものが出てたること、而して是等密航者が東京、神戸、大阪等に於て發見せられ、或は北米西部沿岸にまで到つてから、彼地の官憲に發見せられ送還せられた事件が、かなりにあつた事は相當注意を拂ふに値するものであらう。

もの漸次各地方に増加しつゝあるが此等開墾地中には相當の移住者を招致する必要あるものの渺からざるを以て、是等開墾事業者と開墾地へ移住を希望するものを相互に紹介するは緊要の施設なりと做し農商務省にては先づ簡便なる開墾地移住紹介の手續を創設し、以て相互の聯絡を圖り移住希望者を満足せしむると共に開墾事業永遠の目的を達せしめんとし食糧局長より各地方長官に左記の通牒を發した。

開墾地移住紹介に關する通牒

開墾地移住獎勵に關しては曩に獎勵金交付の方法を以て目下實行中に有之尙將來に於ても之れに關し實施すべき事項も有之べしと被存候所移住者を要する開墾地及び開墾地への移住希望者を相互に廣く紹介することは差當り實施を要すべき事項と認められ候に就き左記移住紹介手續に依り之を施行候條實行上違算なきやう十分御配慮相成度此段依命及通牒候也

記

一、府縣は開墾事業者又は移住希望者より移住紹介の申込を受けたる時は其都度左記區分に従ひ要項を農商務省に報告する事
甲、移住者を要する開墾地

農商務省の開墾地移住紹介

開墾助成法施行以來開墾事業を企畫する

一、開墾地所在

二、事業者住所氏名
三、開墾地の概況

四、移住者募集個數

五、移住時期

六、移住者の待遇及保護的施設

七、移住者に対する希望條件

乙、開墾地への移住希望者

一、氏名及年齢（移住する家族の男女別年齢を附記する事）

二、原籍及現住所

三、從來の職業

四、事業者に対する希望條件

二、前項申込の要項を變更し又は申込を取消す旨を申出でたるものある時は、府縣は其都度農商務省へ報告すること

三、前二項の報告を受けたる時は農商務省は其都度之を各府縣に通知する事

四、府縣は本手續により紹介を申込んだる各開墾地に於ける移住戸數（府縣内よりの者と府縣外よりの者とに分ち）を毎年六月末日及十二月末日現在に依り翌月末日までに農商務省に報告する事

因に之れは植民地及北海道を除く全國各府縣内に於ける新聞墾地に移住する場合にのみ適用せられるものである。

各府縣中未墾地の多いのは茨城、群馬、埼玉、栃木、長野、福島、山形、宮崎の各縣であつて約一百萬町歩程あるとのことである

開墾地移住申請の増加

出し補助金交付の申請益多く今日迄に其指令を爲せるもの

△新潟一千圓（十）△群馬七百五十圓（十五）△栃木一千五百圓（十五）△愛知三千圓（三十）△長野一千五百圓（十五）△福島二千圓（二十）△山形三千圓（十五）△宮崎二千圓（二十）△鹿児島二千圓（二十）

△宮崎三千圓（三十）△計三萬圓

尚申請中に未指令のもの

兵庫、岐阜、山形（追加）、富山、鳥取、廣島、沖繩

七縣二萬八千三百六七十圓にして到底大正九、十年度の如き少額の豫算を以て完ても五萬圓以上に達し豫算超過二萬圓に及び補助金を交付せる府縣及金額建築戸數は（括弧内は建設戸數）

△大阪四百圓（四）△神奈川二百圓（二）△兵庫一千圓（十）△長崎八百圓（八）△埼玉一千圓（十）△群馬一千五百圓（十五）△千葉三百圓（三）△茨城一千七百圓（十七）△栃木一千五百圓（十五）△奈良一千圓（十）△三重二千圓（二十九）△岐阜一千四百圓（十四）△長野六千圓（六十）△福島二千八百圓（二十八）△山形二千七百圓（二十七）△富山二百圓（二）△岡山五百圓（五）△廣島九百圓（九）△愛媛五百圓（五）△宮崎三千六百圓（三十六）△計三萬圓

十年度には各府縣に此施設を爲すもの續

第二 朝鮮滿洲其他

在鮮内地人數

大正九年十月一日現在により朝鮮總督府の戸口調査に據ると朝鮮在住の内地人は總數卅七萬六千八百十一人にして、同地の總人口千七百廿六萬四千百十九人中二分に當つてゐる。朝鮮に於ける内地人は韓國併合當時(明治四十三年未調)には十七萬餘人であつたが翌四十四年には廿萬臺となり、尙逐年増加して大正四年末には卅萬臺に上り最近卅七萬餘人を算するに至つた。

今在鮮内地人の分布状況を道別によつて見れば次の如くである。

業 業 △	漁 業 △	農業 林業 △	工 業 △	業主 に非ざ る使用 人		業主 に非ざ る使用 人		商 業	
				男	女	男	女	交 通 業 △	公務及自由業 △
九、六七	二、三八	一、一七	五、三七	八、四五	三、三七	一、一九	二、一五	一、五八	一、三九
八、五七	二、二六	一、一七	五、三七	七、一七	二、一五	一、一九	二、一五	一、五八	一、三九
五、四四	一、一七	五、三七	五、三七	六、一七	三、三七	一、一九	二、一五	一、五八	一、三九
三、三七	一、一七	五、三七	五、三七	五、三七	三、三七	一、一九	二、一五	一、五八	一、三九
千分比例				三、六六	三、四四	五、七七	四、一九	一、三九	一、一九

内地人	全人口	各道全人口	
		内地人	の割合
京畿道	七、一〇	一、七六、八五	西六
慶尚南道	七、六三	一、七六、八七	四九
平安南道	七、五八	一、七七、八七	四五
咸鏡北道	七、四二	一、七四、九七	三九
全羅北道	七、三九	一、七四、五七	三九
咸鏡南道	七、三三	一、七三、五七	三三
忠淸南道	七、二七	一、七三、六〇	二七
忠淸北道	七、二三	一、七三、二九	二三
江原道	七、一九	一、七一、〇九	一九
平安北道	七、一五	一、七一、〇九	一五
黃海道	七、一三	一、七一、〇九	一三
江原道	七、一三	一、七一、〇九	一三
忠淸北道	七、一三	一、七一、〇九	一三
更に之を配遇關係によつて見る時は左表	合計	二三、三三	一〇〇
次に之を各職業別に職業上の地位を擧ぐれば次の如し、左側は千分比である。	離別同	二、四九	一〇〇

の如くであつて、全數の半は未婚者であり半は一度は配偶を得た者である。而して現に配偶ある者の割各は四割五分、嘗て配偶ありし者の割合は五分である。

未婚 千分比例 一二四、六九 計 一八八、八四

有配偶 同 七、〇七 四四

死別 同 五、〇七 一七

離別同 二、四九 一九三

合計同 二三、三三 一六四、五八

京城府在住内地人の職業

大正十年初現在京城府在住内地人の職業
別は次の如し

町歩の自作農 第一種 (十町歩の自作地主農) に區分せしが第一種は土地割當上朝鮮

つたが本年は右の如き状況で、併も應募者の大多數は朝鮮既住者で東拓本來の植民の趣旨に副はないと云ふ現象を呈して居る。

而して本年度應募者を詮衡し有資格者と認
むるもの約百戸であるが希望土地其他の關

係から眞の合格者は六十戸内外であらう。

同會社に於ては明治四十三年に初めて第一回移主民募集をなし本年二至る乞既ニ第

一回移住民募集をたゞ本会にて行なはれ第十一回の移住民募集をして居る。最近五ヶ

年間に於ける募集成績を見るに次の如くで

募集應募移住承
移住年史

回數	戶數	戶數	認戶數
七	大正六年	一五三	二〇一
		一五三	五三

九八 壽。七年之終，勿用往，利女貞。

廿二年九月七日

尙ほ第一回以來の移住民出身府縣別戸數

東洋拓殖株式會社の朝鮮 移民

而て府縣別に之れを見る時は山口縣六千
東京府四千五百四、福岡縣四千四百十五、廣
島縣三千四百六十七の順位である。

東洋拓殖會社朝鮮移民は將來第一種（二）

を見ると大正十年九月卅日現在に於て左の如くである

高	佐	福	山	香	熊	岡	廣	岐	長	愛	愛	長	岐	廣	岡	香	熊	山	川	本	口	岡	知	賀	佐	高
和	歌	井	分	島	媛	知	崎	阜	島	山	川	本	口	岡	知	賀	佐	福	山	香	熊	岡	廣	岐	長	
吉	合	兵	奈	靜	石	宮	宮	石	島	宮	福	山	鹿	兒	島	形	長	充	豊	豊	三	新	鴻	重	高	
梨	根	庫	良	岡	都	城	川	取	崎	島	形	千	富	千	富	千	長	充	豊	豊	三	新	鴻	重	高	
元	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
玉	手	田	森	馬	阪	賢	京	木	城	葉	山	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	
ニ	三	三	四	五	五	七	八	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		

移民の現状は各一町歩餘りの田畠の年賦貸付けを受け一ヶ年の収入は十ヶ年を通じて平均年收五百餘圓にして其一百圓は年賦償還金、一百餘圓は施肥公課、農具料等に要し残餘の三百餘圓が利得である。乍然一ヶ年晝夜間断なき労働に対する報酬としては餘りに僅少であり一戸平均四名の生活に支障を來たす故多くの移民が移住の本旨を没却して金貸業に從事するは止むを得ない、我々移民の希望は生活の安定を得べき貸付地の増加である。今回の組合及聯合會組織の企圖は移民の生活擁護のため、東拓に對する自衛的運動である。

小學校を通じて看たる大連 在住本邦人の增加

大連管内各小學校及公會堂に於ける本邦人兒童數の增減は反面に於て同地に於ける本邦人の消長を語るものと見てよからう。

同地に於て小學校が始めて設立せられたのは今より十五年前の明治卅九年であるが當

朝鮮慶尙南道各地に移住する東拓移民は各郡にて移民懇親會を開催し移民組合を組織し組合を以て堅固なる聯合會を組織することに決定し既に固城、泗川、晋州各郡は三月懇親會開催、組合規約を作製するに至つた。一移民の談として大阪朝日新聞の報ずる處に依れば

名の多數に上つた。是等兒童の増加に伴れて教員の數も明治卅九年創立當時の四名から、翌四十年の十七名、四十二年の卅九名大正二年の八十九名、五年の百四名、八年の百五十六名、本年の二百卅一名に増加した之れに依ても大連に於ける本邦人の人口が如何に増加しつゝあるかをほど窺知し得るであらう。

山東租借地在留本邦人

青島守備軍警務部の調査する處によると十年二月一日現在山東租借地内居住日本人人口

男	三、六六	女	二、二六	計	三、七六
---	------	---	------	---	------

之れを昨年八月一日現在の人口數に比すれば二千三百一の増加である。

尙之を地方別に見る時は

	十年	九年	增加
青島	二〇、五六	二八、三七	二、三九
臺東鎮	一、四三	一、四三	一
李村	三九	三一	八
滄口	三六	二六	一
沙子口	二五	二五	一
四方	八六	一	八五
其他	三七	一	三六

次に職業別に就て見る時は

て今大正十年度に至つては八千三百五十九

六十三名、八年には六千五百廿二名、而し

て大正十年度に至つては八千三百五十九

増加である。

三十年
一四〇四

九年
三九

增加

尙租借地外山東鐵道沿線日本人數は

大正九年十月一日現在の在外本邦人數は
次の如くである(臨時國勢調査局調査)

醫特職雜商官種

農無

△は減少

其他是等の家族一萬四千六百三十三にして九年八月一日現在に比すれば二千七百一の

第三 海外移民

卷之三

新編
人間

	朝鮮	臺灣	英吉利	吉蘭西	佛羅里	獨逸	伊太利	比利西	奧耳尼	內地人	總數	總數	人地	內地人	男	內地人	內地女	朝鮮人
伯刺西爾											一、六三	一、六三	一、六三					
南亞米利加											三、二五	三、二五	三、二五					
吳九星											四、二五	四、二五	四、二五					
巴奈馬											三、二五	三、二五	三、二五					
哥陀											二、一九	二、一九	二、一九					
奈陀											二、一九	二、一九	二、一九					
北亞米利加											二、一九	二、一九	二、一九					
北米合衆國											二、一九	二、一九	二、一九					
奈											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
加											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
墨											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
巴											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
南亞米利加											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
吳九星											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
巴奈馬											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
哥											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
陀											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
奈											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
加											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
北											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
亞											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
米											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
利											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
加											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
羅											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
歐											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
巴											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
賓											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
律											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
比											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
蘭											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
海											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
峽											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
殖											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
民											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
地											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
領											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
印											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
度											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
佛											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
羅											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
蘭											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
利											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
英											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
吉											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
蘭											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
利											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
佛											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
羅											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
蘭											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
利											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
英											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
吉											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
蘭											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
利											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
伯											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
刺											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
爾											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
伯											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
刺											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
爾											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
伯											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
刺											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
西											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
爾											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
伯											一、七、七六	一、七、七六	一、七、七六					
刺		</																

千群埼新長兵神京火東官
森

名阪京都川崎湯玉馬場

三一三〇三四九二五三男

二三四九四三八八一八二三三女

長岐滋山靜愛三奈柄茨官

野阜賀梨岡知重貳木城名

三九五三三八三六一四一五男
七三四三

六一九三三九七八三七五女

大正九年中海外渡航者數
(外務省調査)

和山廣岡烏鳥富石福青岩秋山福官
歌

山口島川取根山川井森手田形島城

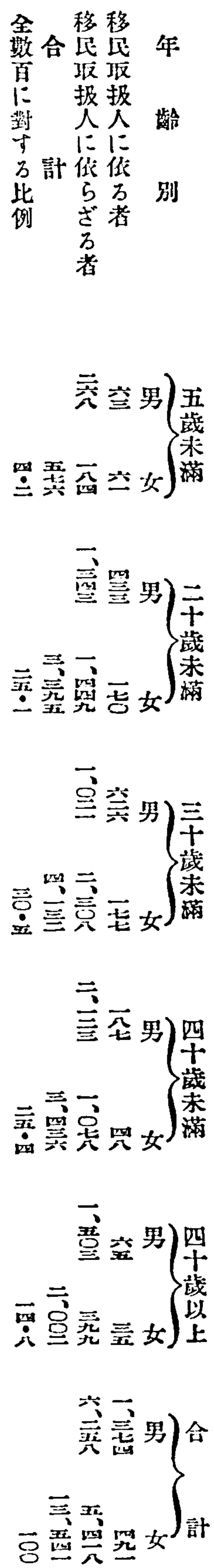
三九八四六五三六四三二；三五八

總計北沖鹿宮佐熊大福愛高香德海角

計道繩烏齡賀本介閩媛知川烏

一
三

英領海峽殖民地及馬來諸邦	新嘉坡	英領荷蘭領東印度	英領斐伊哲一島	英領尼ユーカ雷ドニア	英領巴拿馬共和國	英領露國及其領土	英領印度	瑪利亞	智利比亞利
英領新嘉坡	英領荷蘭領東印度	英領斐伊哲一島	英領尼ユーカ雷ドニア	英領巴拿馬共和國	英領露國及其領土	英領印度	瑪利亞	智利比亞利	英領新嘉坡
英領新嘉坡	英領荷蘭領東印度	英領斐伊哲一島	英領尼ユーカ雷ドニア	英領巴拿馬共和國	英領露國及其領土	英領印度	瑪利亞	智利比亞利	英領新嘉坡
英領新嘉坡	英領荷蘭領東印度	英領斐伊哲一島	英領尼ユーカ雷ドニア	英領巴拿馬共和國	英領露國及其領土	英領印度	瑪利亞	智利比亞利	英領新嘉坡
英領新嘉坡	英領荷蘭領東印度	英領斐伊哲一島	英領尼ユーカ雷ドニア	英領巴拿馬共和國	英領露國及其領土	英領印度	瑪利亞	智利比亞利	英領新嘉坡



移民の船車賃金割引

海外渡航移民の出航までの内地旅程にて

施した。之れに依れば總ての移民（南米、西印度諸島、大洋洲諸島、比律賓群島、濠洲

察署で總て務を掌理することとなつて居る。

外國旅券下附手數料の値上

鐵道省線を通過するものは從來移民取扱人取扱のもののみに限りて乗船車賃五割引を行つて居たが海外移民獎勵の目的を以て政府は大正九年十月二十五日鐵道省告示第九十九號を以て旅客及荷物運送規則及び同規則取扱細則を制定し本年一月十一日より實

東印度諸島）に對して五割引をなすこととなり同時に渡航賃金割引證を外務省自身作製して各府縣に配布した。尙北海道、樺太、

値上げになつた。從來は非移民も移民も一様に一圓宛の手數料を徵收して居たが今回外國旅券規則第八條が改正せられた結果四

月一日からは日付の如何に拘らず非移民は

を主なるものとして居る。之等の海外渡航者が同年中に本國に送つた金額は合計八百十二萬六千六百七圓に及び前年よりは廿七萬九千百廿七圓を増加して居る。之れを國別にして見ると北米合衆國の四百五十九萬八千四百十八圓を最高額とし、布哇の二百七十三萬六千七百七十一圓、秘露の廿一万四千五百十圓、英領加奈陀の廿萬八千五百二圓を主なるものとして居る。

八 沖繩縣海外移民

沖繩縣警察部の調査したる處によると同縣の海外移民數は大正九年末に於て一萬九千二百十七人にて、同年中に海外移民として渡航を許可せられたものは總數千二百三十三人であつて

之れを國別に就て見る所主なるものは次の如くである。

二 福岡縣海外移民

福岡縣保安課調查大正九年度の縣下海外移民者現在數は四千七百四十六名にして是等移民者の内地送金額は三百二十七萬八千七十二圓五十六錢なるが此内主なるもの左の如し

にて三月は渡航者より歸國の方多く布哇六
十一人の渡航に對し歸國百十三人、北米合衆國
渡航五十五人に對し歸國卅二人であつた。
尙大正九年中出稼先より送金したる額は次の
如し。

支	布	五、七	北米合衆國
比	律	一、八	ベル・国
那	賓	二、八	九、九
陀	金	三、八	三、九
來	伯刺西爾	四、八	四、九
他	露圓及露領	五、八	五、九
西	空	六、八	六、九
	メキシコ	七、八	七、九

示　山口縣海外移民

支那	一七	爪哇	一
西伯利及露國	一四	島坡	一
豪洲	一三	嘉坡	一
海峽植民地	六	南米	一
及馬來半島	一	九、八七	一
等にて、同年中に之等の人 <small>が</small> 本邦に送り出し	九、八五	九、九四	一

2 北米、布哇及加奈陀

米國加州及布哇島在住本邦人數

一

一九二〇年十一月十六日北米合衆國國勢調査局の發表した處によると、加州の總人口の増加は一、九〇〇年の百四十八萬五千六六百五十三人から一九一〇年の二百卅七萬七千五百四十八人に増加し、一九二〇年には更に三百四十二萬六千八百六十一人に達して居るが、其れに對する加州在住本邦人の増加は一九〇〇年の一萬百五十人が一九一〇年には四萬一千三百五十八人に増

加し、更に一九二〇年には七萬百九十六年に増加してゐる。之れが加州全體に對する割合は一九〇〇年には千分の七、一九一〇年には千分の十七、一九二〇年には千分の二十と云ふ割合に増加しつゝある。

更に之を布哇に就て見ると在住邦人は一九〇〇年が六萬一千百十二人、一九一〇年が七萬九千六百七十五人、一九二〇年が十

萬九千二百六十九人と云ふ狀態に漸次增加しつゝあるが之を布哇全島總人口に對比すると一九〇〇年の百分の三九・七が一九一〇年には百分の四一・五に進み更に一九二〇年には百分の四二・七に進んで居る。

最後に在住本邦人の男女の割合を一瞥すると加州在住日本人の男子と女子との人口割合は一九〇〇年は千人中男九百四十六人女五百四人なりしが一九一〇年には男八百四十九人に對し女百五十一年、同じく一九二〇年には男六百卅二人に對し女三百六十八人と云ふ割合に進み、布哇にては一九〇八年まで日本本國及び布哇より自由に入國することを得たのが最大原因をなしてゐる。然るに一九一〇年より一九二〇年に至る間の増加率は六割九分七厘で其主要なる増加は婦人の入國と子女の出産とである。

千九百廿年度	加州		オレゴン州		ワシントン州		布哇	
	總人口	日本人口	總人口	日本人口	總人口	日本人口	總人口	日本人口
同	同	同	三、四三、八一	七、一六	一、三五、三三	二、二四	二、三五、九三	一、九九、三九
同	同	同	四、三七	二、七三	二、一七	二、一七	三、一九	一、九九、三九
同	同	同	三、八三	一、三〇	五、七一	五、七一	四、七三	一、九九、三九
同	同	同	二、三七、五九	六、七五	一、二四、七九	一、二四、七九	一、九九、九九	一、九九、九九
同	同	同	四、三六	三、四六	三、九九	三、九九	九、七五	九、七五
同	同	同	三、二六	二、二四	二、二四	二、二四	西、六四	西、六四
同	同	同	二、二〇	一、六六	一、六六	一、六六	西、九一	西、九一

米國加州土地法

九年十一月人民投票に間はれ、同年十二月十二日より實施されたる、カルホルニア州の新土地法左の如し、排日問題の中軸を成すものなるを以て全文を掲げる。

第一條　合衆國國法に據り合衆國市民たることを得る總ての外國人は、合衆國市民と同一方法及び同一範圍に於て本州内に於ける、不動産又は不動産上の権利を取得、保有、使用、譲渡及び相續することを得。但し本州の法律に別段の定ある場合は此限にあらず。

第二條　第一條に掲げたるもの以外の外國人は合衆國政府と當該外國人の本国との間に存在する現行條約に規定せられたる方法、範圍、目的に於てのみ、本州内に於ける不動産又は不動産上の権利を取得、保有、使用及び譲渡することを得。

せられたる會社、組合又は法人にして、其社員
又は組合員の過半數が第一條に特定せる以外の
外國人なるか、又は其發行株式の過半數が此等
外國人の所有に係る場合は、該會社、組合又は
法人は、合衆國政府と當該社員、組合員又は株
主の本國との間に存在する現行條約に規定され
たる方法、範圍、目的に於てのみ、本州内に於
ける不動產又は不動產上の権利を取得、保有、使
用及び譲渡することを得合衆國政府と第一條に特
定せらる以外の外國人の本國との間に存在する現
行條約に規定せられたる方法、範圍、目的に於
てのみ、將來當該外國人は農業地を取得、保有
使用又は譲渡するの權能を有し、又は有し得る
會社、組合又は法人の社員又は組合員となり、
又は之が株式を取得することを得

上級裁判所左記の事實を認めたるときは、其必要と認むる通告を與へて、前記財産の後見人を解任することを得
〔イ〕後見人が第五條に規定する届出を爲さざりしこそ
〔ロ〕後見人が被後見人の利益を主眼として、其財産を管理せざるか又はせざりしこそ
〔ハ〕後見人が最初より後見人に任命せらるべき資格を有せざりしこそ

〔二〕其他、解任すべき法律上の理由あるこさせ
第五條 〔一〕本條に於て受託人と稱するは、第二條に掲げたる外國人又は斯る外國人の未成年の子の所有に係り、且つ本法の規定に依り、斯かる外國人が取得、保有、使用又は譲渡を禁ぜらるべき性質の財産又は財産上の権利を、後見人、受託人、事實上の代辨人若しくは代理人又は其他の資格に於て所有、保管又は支配する個人、會社、組合又は法人を謂ふ

〔二〕受託人は毎年一月三十一日迄に、本州々務長官事務所及び財產所在地の郡役所に、左記事項を掲記せる公證ある届書を提出すべし

一、受託人が前記外國人又は未成年者の爲めに保有する動産又は不動産

二、前記財産の各項目が、受託人の保有又は支配に移れる年月日を示す記事

三、前記財産の管理及び支配に關する一切の經費、投資、地代、收穫及び益金の簡條書、特に所有株券、借地契約、收穫契約、其他土地に關する契約及び作物の貯藏又は販賣に關するもの

〔ハ〕本條の規定に違反する個人、會社、組合又は法人は、之を輕罪犯人とし、千弗以下の罰金又は郡監獄に於ける一年以下の禁錮に處し、又は前記罰金刑及び體刑を併科す。

〔ミ〕本條規定は累加規定として、裁判所の管轄又は其手續に關する規則を變更することなし第六條 管轄裁判所に於て遺產處分又は遺言執行の手續中、當該相續人又は受遺者中に、本法の規定により、本州内の不動產を取得することを得す。又會社、組合又は法人の社員權、組合員權、又は株式を取得するを得ざる者あるときは、裁判所は該財產を相續人又は受遺者間に分配せしめず、遺產處分に關する法規の定むる手續に依り、之が賣却を命ずべく、其賣却代金は之を當該相續人又は受遺者に分配すべきものとす。

第七條 第二條に掲げたる外國人又は第三條に掲げたる會社、組合又は法人にして、將來本法の規定に反し、州に歸屬すべし。檢事總長又は當該郡檢事は加州行政法第四百七十四條及び民事訴訟法第三編第八章の規定により、當該不動產沒收の判決及び之を執行に必要なる裁判上の手續を執るべし、當該不動產の州に歸屬するは右裁判確定の後たるべし。將來外國人、會社、組合又は法人にして、本法施行の際既に設定しあ

りたる不動產上の擔保行使の結果、當該不動產又は不動產の權利を取得したる場合は、右財產が當該所有者に屬する限り、第二條、第三條及び本條は之を適用せず。第二條又は第三條に掲げたる外國人、會社、組合又は法人が、將來其債權を確保する爲め、善意に設定したる擔保權を行使せる結果、農業地を取得するに至りたることは、二年以上之を保有するを得ず。

第八條 第二條に掲げたる外國人又は第三條に掲げたる會社、組合又は法人が、將來本法の規定に反し取得したる借地權、其他所有權以外の不動產上の權利は沒收せられ、州に歸屬すべし。檢事總長又は當該檢事は第七條の規定により、前記沒收の判決及び之を執行に必要な裁判上の手續を執るべし。該訴訟に於て裁判所は、當該借地權、其他不動產上の權利の價格を評定し其評價格は訴訟費用と共に州に屬すべき旨の判決を與へ、然る後民事訴訟法千二百七十一條の定むる所に依り、當該借地權、其他の權利の設定にある不動產全部の賣却を命ずべし。前記判決に依り州に屬すべき金額は、之を前記賣却代金より控除して州金庫に支拂ひ、剩餘金は之を當該會社、組合、又は法人の社員權、組合員權又は株式にして、第二條に掲ぐる外國人に屬するものと、此等の外國人に屬せざるも、其對若しくは合意あるものを合算したる結果、前記會社、組合、又は法人の社員權、組合員權、又は株式の過半數に達すること。

〔ハ〕第二條に掲げたる外國人に對し抵當權を設定したる場合に於ては、該抵當權者に其不動產又は不動產上の權利の移轉を爲したるときは、當該會社、組合員權又は株式の権利の沒收に關する本條の規定に依る。前記の推定は、本法に依る沒收を免れんとする意志の存在に關する他の正當なる推定を妨げず。

第十條 二人以上通謀し、本法に違反して不動產又は不動產上の權利の移轉を爲したるときは、州若しくは郡監獄に於ける二年以下の禁錮又は五千弗以下の罰金に處し、又は前記罰金刑及び

體刑を併科す

第十一條 外國人の本州内に於ける不動産の取
得、保有及び處分に關する本州の法律制定権は
本法の規定に依り何等の制限を受けたるものと
解すべからず

第十二條 本法の規定に抵觸する法規は總て之
を廢止す、但し

〔イ〕本法は現に繫續中の訴訟事件に何等かの影
響を及ぼさず、此等の訴訟事件は本法の制定な
かりしと同様に繼行せらるべきものとす。

〔ロ〕本州の法律に依りて提起せらるゝ訴訟は、
本法の效力發生時既に開始せられ居たるを否ミ
を論ぜず、本法の制定に依り何等の影響を受く
ることなし。訴訟事件は本法律の制定前と同一
條件、同一方法に據り同一効力を以て、州法に
則り之を提起するを得

〔ハ〕本法は現行法を増補、削除又變更せざる限
第十三條 州會は本法の目的を助長し、且其運
動を容易ならしむる爲め、本法に適當なる修正
を加ふることを得

第十四條 本法の條項句又は用語が、何等
かの理由に依り憲法違反の判決を受くることあ
るも、斯る判決は本法の他の部分の効力に影響
を及ぼすことなし。人民は茲に本法の條項、節
句、又は用語中憲法違反の判決を受くることあ
るべきに拘はらず、其他の部分を制定するの意
思なりしことを宣言す

加州新土地法に對する試訴

カルホルニア州の外人土地所有禁法に就
き同州官憲は適法なりと稱せるが果して然
るや否やは聯邦憲法の保證及び在住邦人の
權限に關する限り聯邦大審院の最終的判決
に俟たねばならぬ。

而して同法は我國在米移民の興廢に最大
關係を有するものであつて、在米邦人は之
れが解決のため本年に入り此土地法に關し
て二個の試訴を提起した。其一はワシント
ン在住のフランツ・クテレス及び中塚信太

郎の二氏が同州制定の外人土地制限法は現
行日米條約及び聯邦憲法、加州憲法の保障
に抵觸すると云ふ理由の下に該法執行停止
命令の發布をタコマの聯邦裁判所に提起
したものであつて其二は加州サンタクララ、
郡の地主オブラエン氏と其借地契約者井上
善太郎氏とが該借地契約は果して合法なる
や否やを確める爲めに加州聯邦地方裁判所
に提起したるものである。前者は敗訴とな
りタコマ聯邦裁判所は停止命令の發布を拒
み、該制限法は日本條約は勿論聯邦憲法加
州憲法にも抵觸するものでないと判決を下

し、後者に就ては十二月中、借地契約に關
しては日本人は聯邦憲法の下に市民權を有
しないから不法であるが、歩合耕作契約に
關しては、假令市民權なくも土地所有禁止
法の適用を受けるものでないと云ふ判決が
あつた即ち日本人側は此土地法試訴裁判に
よつて借地契約は敗訴に歸したが、多年の
懸案であつた歩合耕作に就ては確認された
譯である。

日米協定

大正九年十二月より實施せられた加州土
地法の露骨な排日的規定を無効に歸せしめ
若くは緩和せしめんとする目的にて、同法
案が一般投票に附せられた頃から駐米幣原
大使と折柄歸國中の駐日モリス大使との間
に商議行はれ、其結果大正十年一月廿四日
一個の協定案を得、之れに依りて邦人に對
する差別的待遇を撤廃して平等の待遇を確
保し、以て在米邦人に其既得權を保持せし
めると共に將來歸化資格の有無に依り其權
利を左右せられることなく一般外人と同一

の權利を保有せしめることとし其交換條件

として紳士協約に改訂を加へ、花嫁及び家族の呼寄せ再渡航等に嚴重な制限を設けることとなつたが、未だ確定せざるに先ち、米國政府の交迭となり、從つてモーリス大使も亦退任するに至つたので本問題に關する交渉は殆んど全く中絶の姿となつた。

排日運動概要

カルホニア州知事スチーブンス氏は太平洋沿岸諸州の知事に四月中旬自ら書を裁して各州共同して法律を制定し總ての日本人州民を排斥すべきことを勧説し、同時に各議員に向つて全國移民排斥法案の提出を促し米國に同化しない外國人は人種争鬭をして益々危殆に導き、且つ國際間の意志疎通を案するものであると切言したと報ぜられてゐるがサクラメントで公式に發表した處によると、加州知事の主張は、ユタ、アリゾナ、コロラド、オレゴン各州の知事から聲援の誓約を得たとある。殊にオレゴン州知事オルコット氏の如きは同地方人が日本人排斥を好まざる色あるに拘らず躍起となつて排日を呼號し同州選出聯邦議會議員に對

し書狀にて議會は斷じて日本移民の入國を拒絶すべき行動に出でん事を希望し「予は日本人問題を痛感し前記州議會に於てもあらゆる方法を以て適當なる法律を制定せん」と力めたが失敗に終つたる故此際中央政府及び國會は強硬な態度を以て日本移民の入國を阻止せん事を希望す、若し政府にして右の態度に出でんか、重大なる移民問題は早晚満足な解決を告げ得べし」と述べた。
又加州排日同盟巨頭マツクラチャイ氏は同四月中旬下院移民委員會に對し、永久的移民法の基礎條件として日本人學生、旅行者、商人、美術家及び教師にのみ一時的居住を許可するの外、日本人移民全部を將來絶対に排斥せん事を提議し、併せて加州立法部外西部八州の承認を得た加州排日同盟會の綱領宣言書をも提出した。マ氏は排日同盟會の正式代表者として下院移民委員會に出席し『米國は現在日本との協定により

西部十一州出身の上下兩院議員より成る團體は四月廿日ワシントンに會し一致結束して日本移民問題に當るべく申合せた。
又加州上院は諸外國語學校を公立學校教育監督官の嚴重な監督の下に置かんとする法案を四月下旬可決し之れを知事に回附したが、六月初旬裁可せられた。同案は教員が免許を受けるには先づ米國の歴史及び法制に關し十分の知識を有することの認定を得べき事を規定し、授業時間は一週六時間に限定した。加州に散在する日本補助學校は之れがため多少の影響を免がれないであらう。
尙之れと同時に州内在住外國人は總て登録を受け人頭稅年額十弗を納附する義務ある旨を規定した法案を可決して知事に回附したが五月下旬裁可せられ六月一日より實施のこととなり同日より七月卅一日迄の二ヶ月間に登録をなさしめ八月一日より愈々徵收する筈である。(別項参照)
之を要するに政治問題とし排日運動が起つたのは一月から四月までであつた。蓋し米國官憲は斯る協定に依らずして特殊の法律及び取締規則を以て此種の移民排斥を實行するの意ありや否やと質問し、更に日本人には特別に農地の購入又は借用の何れをも許さない規定を設ける事を主張した。氏の言動に刺戟せられた月上旬成立發表され、米國議會に法案とし

て提出せられ審議の期に入らんとしたのである。

其を中心として急激に起つた觀がある。然し其れ以上に議會期に際して居たことは、政策の具に供せられて居たと云ふことも疑ふ可き餘地がないであらう。と云ふのは議會期が終了すると同時に、流石に猖獗を極めた排日の聲が政界から殆んど潜んでしまつたからである。

加州日本人漁業禁止法案

排日の巨頭として有名な米國カルホルニヤ州上院議員インマン氏の提出にかかる。日本人漁業禁止法案（歸化の資格なき外國人に對し加州に接する海洋に於て漁業を營むことを禁ずる法案）は上院に於て激烈な討論の後三十對四で可決された。其際提出者インマン氏の所論に曰く

本法案は日米戰爭勃發の可能なる事を考慮に置き日本人漁業者の大半を驅逐する事を目的とするものである。……五十萬の日本軍は今や無防備の加州を襲撃せんとしてゐる。故に本法案は吾人が今遭遇してゐる非常に危險な状勢を未然に防ぎ戰時に於て米國の脅威となる日本の船舶を悉く驅逐せんとするものであ

て提出せられ審議の期に入らんとしたのである。

而して四月八日には二十二票對十六票の差にて終に上院第三讀會を通過したが、同

十一日、上院全院會議はサンチャゴ選出議員サンブル氏の動議を採用して此法案を漁業法委員に還附し該法の實施期をインマン法規定の九十日以内とする代りに千九百二十三年一月に効力を發生せしめる修正意見を附して再考を求めることに決定した。

斯くて下院に回附せられたが、加州南部の資本家の阻止運動功を奏して四月十四日の委員會に於ては握潰しを決議され、十九日

の本會議に於て同案を再議に附せんとする動議は十二票對四十八票にて否決せられた。

而して提出者インマン氏一派の排日議員等は「議會が之れを否決せる以上、唯一般投票を以て初志を貫徹せんのみ」と聲言した。

該法案は既に今日まで七回州議會を通過した。

けれども南部地方の大罐詰業代表者は若し日本人の漁業を禁止し現在有利に使用されつゝある數百人の日本人が其職を失ふに至る時は年額七

百萬弗に上る南部加州の漁業は危殆に瀕するであらうと宣言したゝめ八回まで再審議に附せられたものである。

因に南部カリホルニア在住の本邦人漁業者は漁業界の一勢力にして殊に太平洋沿岸に於ける漁業の大宗たる鮪漁の如きは、殆んど本邦人の獨占に屬し、漁業中心地たるロスアンゼルス港サンデーゴ港附近に於ける一九二〇年度漁期の本邦人漁夫其他の數は大略次の如くである（大正十年三月四日附大山領事報告）

一、ロスアンゼルス港附近

漁夫約七百乃至八百人

罐詰會社雇傭者約二百人

一、サンデーゴ港附近

漁夫約二百人

而して日本人漁夫所有の船舶現在數はロサンゼルス港百六十八、サンデーゴ港四十隻にて、遂に他國人を凌駕し從つて同期に於ける日本人漁業者の鮪漁獲高は全漁獲高の八割九分を占めて居る。

日本人學校法案

三月上旬加州州議會下院教育委員會は教育當局者が學校設立に決定した場合には同時に日本人のために別個の學校を設立せんとする法案を呈出したが全會一致を以て協

議會を通過した。

而して八月十八日發行サクラメント、ビーピー紙所載に據るこ加州ブレザー郡ペンリンに於て最近日本人學童のため隔離學校を設け日本人側より教師一名に對する俸給百弗を支辨すべしと云ふことである。又同郡ニューキヤスルに於ては教室の隔離を來學期より開始することとなり、ワッソングイル郊外には既に隔離學校設立せられて授業を開始して居るこ云ふが、之等は皆此法は漸次流行を見んとする形勢である。

加州人頭稅問題

本春加州議會は外國人人頭稅法を可決したが、該法は六月一日から效力を發生した其大要左の如し。

一、廿歳以上六十歳以下の男子にして加州内に居住する者の中、被救恤者、白痴者、精神病者を除く外は一人に付毎年十弗の人頭稅を納付すべきものとす
二、本年十二月卅一日迄に納付を怠りたる者は本稅五割の附加稅を課し更に利息を加算徵收す
三、次年よりは毎年三月一日より七月卅一日迄に納付すべし、若し之れに反する時は前項

同様五割の附加稅に利息を加算徵收す

四、人頭稅納付義務を有する者は郡市役所に於て登録をなすことを要し、右の場合年齢、特徴、身元、職業、國籍等の誓約をなさざる可らず

五、右登録は本年に限り七月卅一日迄に申告をなし、次年よりは一月一日以降三月第一日曜日前の土曜日を以て終了すること

六、右法律の制裁として登録を怠り、又は拒み、又は虚偽の申告をなしたる者に對しては輕罰を以て處斷す

右に對し在米日本人會は日本通商條約第一條第二項の規定「該臣民又は人民は何等

の名義を以てするも内國臣民又は人民の納付し若くは納付することあるべき處と異なるか又は之より多額なる課金又は租稅を徵收せらるゝ事なるべし」を楯に顧問辯護士エリオット氏の名によつて高等法院に試訴を提起したが在桑港の同院は九月十二日「加州外人人頭稅法にして日本人に關する限り之を實施すべからず」との判決を下し

カリホルニア州排日協會は日本人排斥を徹底せしむるため四月上旬左の如き政策を發表した

一、農夫小賣商人技術勞働者を含む男女日本人を絶対に排斥する但し旅行者學生藝術家商人教師及之に類する日本人に對しては一時的居住を許可す

二、日本人排斥は米國の國法に依り米國官憲をして行はしむ

三、聯邦政府をして憲法を遵奉せしめ且州の土地管理權を無効させしめ或は歸化の資格なき人種に市民權を賦與する爲條約權を行使せんとする脅威を放棄する事

右綱領には此の外米國市民權を得る資格のない者は今後農地を購買又は借地するを不得ない旨特に規定してある。右に付き加州上院議員シャーキー氏は四月四日上院に對し同排日綱領を是認する聯合決議案を提出

したが、同院は四月十日全會一致にて之れを可決した。

米國労働聯合會員の排日決議

米國勞動聯合會（American Federation of Labour）は六月十三日よりデンバー市に第五回大會を開きたるが、同廿一日日本人其他の東洋人を一切米國より排斥すべしとの決議を可決した。今其決議案を記せば次の通りである。

一、日本人の加州侵入に對する加州人の觀察及び對策は妥當である。日本移民は集團をして漸次豊饒なる農耕地から米國人を驅逐し其生活程度の低級なるため農產市場に於ても有利な地位を占めて居る。

二、紳士協約は其實績舉らない。蓋し日本人は陰險惡辣なる方法によつて同協約の規定を潜るに因るのである。右は啻に加州の重大問題たるばかりでなく全米國に對する脅威である。仍て吾々は紳士協約の廢棄を主張する。同時に日本人其他一般東洋人の絕對排斥を行ふべき政策の樹立を希望する。又右の趣意に於て加州議員から聯邦議會に發案す可き如何なる立法案にも賛成する。

三、米國は東洋の労力及び生産品と競爭的地位に立てるばかりでなく戦争勃發の危険を招くべき事態の發展あることを自覺しなければ

ならない。而して兩國の戰争により受く可き損害の大なることを最も痛切に了知するものは米國の労働者である。吾々は日本労働者が米國労働者と同様平和の繼續を希望し日米間の不和を阻止する手段を講ずるやう希望して止まないのである。

テキサス州の邦人立退強要事件

米國テキサス州ハーリング地方に於て

義に邦人が買收したる土地に移住しようとして本邦人大隅氏兄弟八名の一行為一月六日ハーリングに到着した處市民及在郷軍人會代表者から日本人の同地方移住は面白からざる事情ある故引返すか他地方に行かれたき旨の勸告を受けた。其内情に就き在郷軍人會長の語る處を聽くに大隅氏等が土地を買入れた米人土地仲買人が地方人に信

に終りたる故不許得邦人來らば他地方に赴かしむべしと決議した次第にて若し日本人が少數にて個々別々に右仲介人以外の者より土地を購入し移住せしならば同地方民も斯くの如き態度に出でなかつたのであらうと尙大隅氏一行が他地方に移住する場合には在郷軍人會は其顧問辯護士をして無手數料にて該土地の買入代金取戻及損害賠償の訴訟を取扱はしめると云ふことであつた。

更に同月七日、同州ブラウンスヴィルに加州から到着した加藤某氏は搭乘列車内で米國在郷軍人會、商業會議所、小賣商組合、農業組合等の各代表者と會見したるに右代表者達は氏に對して四十八時間以内に退去すべしと通達し氏は之れに從ふ外なく直ちに承諾した。

加州邦人追放事件

加州に於ける排日傾向は朝野を通じて益じたる結果日本人に土地を賣却し近く日本人移住者數千を召致すと公言したるが偶々昨年九月邦人視察團の來遊ありたるを以て地方人は日本移民の來る事を恐れ日本人に譲渡せる土地の取消方を勧告せるも不結果

名は十一臺の自効車に分乗した覆面の白人團の來襲を受けスタックトン市に送り返されたが、同様の事實は七月十九日スタンスラウス郡ターロツタ地方に於ても起り、約五十名の邦人は夜半多數の白人労働者に襲はれ運搬自効車に積込まれ強制的に同地方より放逐せられた。右の原因は最近同地方メロン畑の地主と労働者間に賃銀上の争あり労働團體より地主に對して各種の要求を提出し爭議繼續中であつたが邦人労働者は白人労働團體の要求額より低廉な賃銀にて就業するに至つた事が白人側の憤怒を買ひ。果物收穫のため多數の日本人が同地方に入込めるのに對して人種的感情も加はつたであらうが職業上の利益を擁護する爲め之を機會に日本人を一掃せんとして此策に出でたるものゝ如く、此際邦人は何等の抵抗をも試みずに白人團の行爲に任せた。暴行團は放逐成功後邦人の住宅を荒し遺留品を掠奪したものがあり邦人の物質上の損害は一萬弗内外に上つた。之れに對して米國の輿論は一般に暴行白人團の非違を非難し

排日派も之れを以て排日政策に障礙を與ふるものとして嚴重な檢舉を主張した。在米日本人會は本事件發生と同時に役員を派出取調べ夫々爲すべき處置を盡したが在留邦人は一般に本事件に對して極めて冷靜穩健の態度を持した。幸に其後同種の事件が勃發しなかつたので地方的に解決を見、十一月八日桑港發時事新報社着の電報によると。本事件の暴行者は豫審に於て有罪の宣告を受けたさうである。

桑港の日本人洗濯屋排斥

運動

桑港九月廿八日發大阪毎日新聞社着の特電によると桑港に於て排日本人洗濯屋同盟が勃發して一大示威運動が行はれて居り廿八日にも大きな車に紙箱を乗せ之れに「日本人洗濯屋を排除せよ」白人には白人の洗濯屋を」と云ふやうな文句を書き連ねて引廻したとの事である。

布哇日本移民數

布哇保健局の調査によると千九百廿一年

六月卅日現在布哇人口總數は廿七萬五千八百八十四人にして、其中日本人は十一萬四千八百七十九人なり。今之れを各國人に就て見るに

米、英、獨、露國人	三七、四〇九人
比律賓人	二三、九七一
日本人	一一四、八七九
亞細亞人と土人との混血人	六、四九九
葡萄國人	二五、二五七
西國人	八四八
支那人	二二、三七八
布哇土人	二一、九〇七
朝鮮人	五、三二七
白色人及土人との混血人	一一、三四八
ボルトリコ人	五、二五七
其他	六七〇

又日本人の出生數は、日本總領事の報告による所、五千一人であつて、全布哇出生數の二分の一を占めて居る、而して全布哇の出生率平均は千分の三六・八一なるに日本人の出生率は千分の四二・七四七である。又布哇の死亡率平均は千分の一三・七三に對し日本人は千分の一・四五であつて全死亡數の三分の一より稍上である。日本人の増加は千九百廿年に比し五・六〇五人にて、千九百十年より廿年に至る十年間の日本人增加數は二九、五九九人である。

因に米國々勢調査局長發表の千九百廿年
末現在布哇島日本人數は十萬九千二百六十
九人で、我國の國勢調査によると同年十月
一日現在布哇在住日本人數は十一萬二千二
百二十一人となつてゐる。

尙ホノル、の郵便局年報によるとホノル
ル在留日本人が千九百廿年中に萬國郵便爲
替を以て日本へ送金した金額は一億百十九
萬三千八百八十五弗に達し之を千九百十九
年の送金額に比すると三千四百十二萬八千
百八十九弗の增加で千九百十七年に一億千
九百八十萬三千八百卅弗に達したのを除い
て從來にない多額である。

布哇在住日本移民排斥問題

米國下院移民委員會が支那人勞働者の移
入禁止を主要目的とする布哇移民取締案を
研究中、七月中旬加州排日協會の幹部たる
サクラメント、バー紙主筆マツクラチー氏
は同委員に對し電報を以て

日本人は經濟的のみならず政治的にも布哇を
支配せんこす、吾人は姑息なる對策を以て本
問題の解決なりとなすを得ず、先般砂糖園に

起れるストライキは砂糖の所有及支配を其手
に收めんとするものなり

と陳述して注意を喚起した。因て同委員

加奈陀日本人會の排日緩和運動

會は七月廿一日之を披露し此問題に關し直
ちに討議を開始したが國務省極東局長マツ
クレー紙は委員の質問に答へて曰く

日本が布哇渡航を許可せる移民數は布哇所要
の移民數よりも少數なるが之れ布哇の勞銀を
下落せしむるが如き事ながらしめんが爲であ
る、彼の紳士協約は日本の自發的提案なるが
日本は之れを布哇に適用せざる事並に布哇行
状態に應じて日本自ら其數を調節するもので
ある

委員長ジョンソン氏は今や日本其他何國
との關係に於ても布哇が米國の一部なるこ
とを宣言すべき時期であると述べて寫真結
婚が今尚ほ盛に行はれて居ると指摘した。

移民委員中には此れが討論を以て時局上
面白からずと反対を唱ふる者があつたが結
局委員會は國務省に對して紳士協約に關す
る外交往復文書の提供を要求するに決した

條約の更新に際し本州は白人の利益のため移
民制限の權利を加奈陀に保有せん事を本州の
ため強硬に主張するものである本州農務大臣
は日本人發展の諸事實を加陀奈農相トルミー
氏に提示した、加奈陀法相は本州の公的工事
に日本人勞働者の使用を拒絶し又は公有地に
東洋人を使役しないことは現行條約に違反せ
ずと主張し大審院でも認められた、重ねて條
約の更新には加奈陀の權利を強硬に主張する
於茲乎加奈陀日本人會は之等多くの排日
云つたのは全然誤解であつて日本は現に布
論を以て日本人の眞相を解せず又一面野心

ある政治家の煽動に依るものなりとして七月上旬、在留邦人の實情を紹介し排日を緩和する目的を以て英文陳情書を刊行し、廣くビーチー州民に配布すると同時に之を英本國々會議列席者に送付して陳情する處があつたが、排日の氣勢は斯く到る處に蔓延しつゝある。

3 南米

南米に於ける日本移民數
國勢調査によると南米に於ける本邦移民は

3 南米

南米移民概況

總數	四六、九四七
内訳	
ブラジル	三四、二五八
アルゼンチン	一、九五八
ペルー	一〇、一〇二
ボリヴィア	一四五
チリ	四八二

(大正九年十月一日現在)

であるが更に大正十年中に南米に向つて渡航したる數を見るに南米移民事業に從事して居る我國唯一の會社なる海外興業會社の調査によると同社を経て渡航したるもの

は「ブラジル」へ九百廿三人、「ペルー」へ五百十六人、合計千四百卅九人である。

主なるものとして居る

ペルー移民五百十六人の府縣別は沖繩の二百九十三人を首位として、熊本の四十二人、廣島の卅四人、靜岡の卅二人、和歌山の廿四人、山梨の廿二人の順序である。

南米移民に就て一瞥するに、我國の南米移民數は前述の如くであるが、本邦人が移民として南米に初めて渡航したのは明治卅二年であつて東洋汽船會社船櫻丸にて七百九十九人が先づ秘露國に渡航した。次で九年後明治四十一年には笠戸丸にて七百九十九人が初めて伯刺西爾國に直接渡航し從來今日に及んだのである。斯く本邦移民は大體

上述の二國に居住し其他アルゼンチンにも

移住して居るが、其數合計約五萬であつて其多くは珈琲、甘庶、棉花等の栽培に從事して居る。

我國移民が北米合衆國に、加奈陀、濠洲に排斥せられて、其活動の範圍を極端に狭めて以來、我國民の生活に適當なる唯一の移民地として只南米あるのみとなつたのであるが、其上特に伯刺西爾國に於ては我國移民を歓迎して獎勵金の交付、鐵道の割引其他種々の便宜を計り、又我國政府も此方面に於ける移民を獎勵して來たのにも拘らず。移民の成績は思ふ程舉らない。其は我國民性の然らしむる處が、果た移民取扱會社の措置宣しきを得ないのに因るか其原因の何れに存するにせよ、年々五十三萬の人口増加を見世界有數の密度を有する我國に採つては考慮を拂ふべき問題であらう。

今此方面のことと少し詳細に知らんがために
アラジル國に就て見るに、前記の如く大正九年十月一日現在數四萬六千九百四十七人であるが今日まで(大正十年末)移民取扱會社の取扱つたアラジル移民は二萬九千二百五十二人(海外興業株式會社調査)で、他はペルー方面より移住

して來たものである。本邦移民の居住するはサンボーロ州に多く約九割を占めて居る。此等の移民の多くは所謂契約移民であつて、ブラジル國政府と我國の移民取扱會社との契約に基いて移住したものである。我國の移民會社には有名なものはとしては海外興業株式會社及び森岡移民株式會社の二者あり主として南米移民を取扱つて來たが最近合併して現今は海外興業株式會社あるのみとなつた。該社は大正六年ブラジル國政府代理者アントネス會社と四ヶ年間二萬八千人の家族移民を日本内地より輸送する契約を締結したが大正九年末期限の到来に來るも三分の一にも充たざる様であつた。本年以降も引き家族移民を送る契約を新に結んだが本年度は三千人約一千家族とし、若し應募者之れに超過するも全部渡航せしめる筈であつたが、移民たるもののは十二歳以上の男女で三人以上の家族移民たることを要する故か、成績極めて悪しく僅に九百廿三人に過ぎなかつたのは前掲の如くである之れより先、政府は折柄の事業界不況により陸續として出づる失業者救濟策として第四十四議會の協賛を経て移民保護獎勵費十萬圓を支出し、ブラジル移民一人當り五十圓宛を補助支給

し、ブラジル國政府の補助金十五磅（邦貨約百廿圓）と相俟つて移民渡航費を大に輕減するに至りたるが、更に七月よりは大阪商船株式會社は從來二百五十圓であつた三等船客の運賃を二百圓に低下し、引續いて日本郵船株式會社も九月出帆の神奈川丸より右同様の値下げをなした。其外、海外興業株式會社は政府下附の十萬圓の一部を割いて各地に講演會を催して南米の事情を紹介し、以て移民募集に努め、日本力行會は南米移民のため海外巡回圖書館設立を企畫したことは別項記載の如くである。猶ほ上記日本力行會（東京市小百川區林町七〇番地）がブラジル拓第一組合なるものを組織して十月一日靜岡縣人井原恵作氏の一家族を始めとして一行十名が横濱を出帆した。

終りに七月以降のブラジル移民渡航費を略記れば一人當り次の如くである。

一、船賃大人（十二歳以上）	子供（七歳以上）	三百圓
（但し家族なるも戸籍面を異にする場合）	三歳以上七歳未満	五十圓
一、旅券印紙代	一家庭に付	十五圓
（一日約一圓五十錢滞在期間十日間）		

先頃南北アメリカに植民して居る同胞の生活状態を視察して歸朝せる日本力行會長永田禪氏は南米在住の日本人は經費や交通の關係上祖國の文化に沿する便最も少きの文化の宣傳に資せんと阪谷芳郎、澤柳政太郎兩氏等の贊力を得て南アメリカ在留本邦移民のために海外巡回圖書館を計畫し日下圖書の蒐集中であるが、既に後藤東京市長

一、検疫消毒及種痘費用	二、手數料
（十二歳以上の者に限る）	三十五圓
一、荷物（重量十二歳以上十二貫。十二歳以下三貫）運搬費解其他積込迄六十錢	合計二百五十二圓八十錢
内差引くべき金額	
海外興業株式會社特別補助金五十四圓	
伯國州政府補助金十二歳以上百廿圓	
（英貨十五磅）	
子供（三歳以上）	六十圓
（英貨十五磅）	
移民自己支出額八十七圓六十錢	

南米移民の爲め海外巡回 圖書館計畫

遠藤隆吉氏、興謝野晶子氏夫妻、江原素六
山室軍平、志賀重昂諸氏及無名の學生有志
家より寄贈圖書二千冊に上り小石川區林町
の日本力行會本部に山積されて居る。第一
期の計畫は約五千冊を以てメキシコ以南の
各地に遍からしめんとするので一文庫は圖
書百冊、雑誌新聞若干を最底限度として一
箱に收め夫を各地の領事館及分館、日本人
會學校公共團體事務所、篤志家の家に配布
し一定期日に漸次交換巡同せしめるので其
所在地は三萬五千の同胞を有するブラジル
の各都市に十一ヶ所、アルゼンチン、チリ
一各二ヶ所、ボリビヤ一ヶ所、ペルー五ヶ
所、パナマ、キューバ各二ヶ所、メキシコ
五ヶ所の三十一ヶ所である。第一期計畫に
は南米と支那に及す筈である。